

平成30年度明蓬館高等学校学校評価について

国から構造改革特別区域計画の認定を受け川崎町が認可した明蓬館高等学校について学校評価を行いましたので公表いたします。

●根拠法令

構造改革特別区域法 12条5項

特区の認定を受けた地方公共団体は学校設置会社の設置する学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。

評価基準

4 = 優れている

3 = 良い

2 = 一部要改善

1 = 要改善

評価項目	評価における観点	評価結果	評価コメント
学校運営体制	教職員の資質・能力の育成	3	教員、心理支援員、相談員の研修会を行った。本校はスクーリング授業に向けて、発問や試験内容について研究を重ねた。
	生徒指導の状況	2	前期半年間、新入生による地域での問題行動が多く見受けられ、厳しい指導の甲斐なく、退学措置をとった。後期の半年は通常の学校生活となった。
	地域との連携	3	西日本豪雨による被害での泥だしや清掃等のボランティア活動、安宅敬老会、川崎ふくし祭りに参加した。今年度初の取組としてはホテル部を設置し、地域活動を積極的におこなっている。

施設・設備の状況	教室等の設置状況	3	教室環境・設備について特に問題はなく、全国各地の生徒たちの集中スクーリングにおいては、「教科」授業を実施している。
学習指導の状況	授業の状況	2	ネット授業に関して、2022年度の学習指導要領改定に伴う各教科の見直しを始めている。スクーリングの授業に関しては、生徒が自発的に取り組める内容へと変更している。
	適切な面接指導の実施	3	集中スクーリングを計9回と本校での個別スクーリングを適切におこなった。
	問題を抱える生徒への対応	3	辛抱強く家庭訪問を繰り返し、担任との人間関係作りと保護者との信頼関係を深め、各関係機関と連携を密にとり、生徒保護者が孤立しないよう努めた。
学校設置会社の経営状況	学校経営の安定性	1	安定的継続的な収益体制ができあがってきているが、ガイドラインの今後の進展次第では、その対応による支出の増加と収益悪化の可能性がある。
	学校設置による経済的効果	3	開校10周年を迎え、川崎町及び住民の方々との連携により、地域に好影響を与えられるものになってきており、経済的投下額も上昇している。
	学校設置による社会的効果	3	高校年代特有の二次障害を予防し、回避できるようにし、高校卒業資格取得に向けた確実な支援と卒業後の確実な進路選択肢を提供し、社会参加の担い手をすることを実証できる段階にきつつある。